

平成28年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質
保証・向上の推進」事業

柔道整復師養成施設での職業教 育分野別第三者評価モデル事業

(公財)柔道整復研修試験財団

代表理事 福島 統

2016年12月16日 (公社)全国柔道整復学校協会

自己紹介

専門学校の第三者評価の流れ(歴史)

- 2003年(平成15年):専修学校構想懇談会(東京都と(社)東京都専修学校各種学校協会を中心に)において、専門学校の評価システムを作っていくことが提案された。
- 2004年(平成16年):NPO私立専門学校等評価研究機構が設立された。
- 2007年(平成19年):NPOにより私立専門学校に対し「第三者評価事業」を本格的に開始した。
→ 機関別第三者評価(大学における機関認証)

職業実践専門課程

- 2013年(平成25年8月30日):専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号):「専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。」

職業実践専門課程の認定要件

1. 修業年限が2年以上
2. 専攻分野に関する企業、団体等と連携体制を確保し、教育課程の編成を行っている
3. 企業等と連携して、講義、実習、実験又は演習の授業を行っている
4. 全課程の修了に必要な総単位数が62単位以上
5. 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っている

6. 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること(自己点検評価と学校関係者評価)。
7. 自己点検評価を行うにあたっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員または職員を参画させている。
8. 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供している。

高等教育(大学)における分野別評価

- 「専門職大学院」は、学校教育法で分野別質保証としてプログラム評価が求められている(2004年)。: 法科大学院、商科大学院、会計大学院、助産師養成大学院など。
- 法では規定されていないが、①JABEE(大学等の高等教育機関の工農理系学科で行われている技術者育成に関わる教育の認定)、②薬学教育(6年制移行時の条件)が分野別評価を行っている。

日本医学教育評価機構(JACME)

- 本機構は、我が国の医学教育の質を国際的見地から保証することによって、医学教育の充実・向上を図り、我が国の保健、医療、福祉、衛生、並びに国際保健に貢献するため、医学部・医科大学等における建学の理念を確認するとともに、世界医学教育連盟(WFME)の国際基準をふまえて医学教育プログラムを公正かつ適正に評価することを目的としています(2015年12月1日設立)。

(<https://www.jacme.or.jp/index.php>)

Employability

- 大学・学校は出ているけど、「この人」使えないよね。
- 大学・学校は本当に、学生・生徒に社会に出てから役立つ「能力」(知識だけではない)を教えているのかな。

柔道整復師養成分野における第三者評価の動き

- 2014年(平成26年):NPOが平成26年度文部科学省受託事業「職業専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進で、「柔道整復師養成分野にかかる第三者評価システムの構築」の取組みを行った。本事業の推進体制:①公益社団法人 全国柔道整復学校協会、②公益社団法人 日本柔道整復師会、③一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会、④公益財団法人 柔道整復研修試験財団。

- 2015年(平成27年):NPOが平成27年度文部科学省受託事業「『職業実践専門課程』の各認定要件等に関する先進的取組の推進」で、「柔道整復師養成分野にかかる第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに『職業実践専門課程』の第三者評価に関する標準的システムの概念設計」を実施し、前年度の作成した評価基準で、①呉竹医療専門学校、②信州医療福祉専門学校、③東洋医療専門学校の第三者評価トライアルを行った。

- 2016年(平成28年): 公益財団法人 柔道整復研修試験財団が平成28年度文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」で、「柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業」を実施し、今までの経験を活かして、①北海道柔道整復専門学校と②東京メディカル・スポーツ専門学校の2校で職業分野別第三者評価を行った。

職業分野別第三者評価

- 自己点検・評価書の作成(評価基準の項目に沿って記載する)
- 自己点検・評価書について外部評価者による書面審査
- 実地訪問調査(インタビューを中心に)
- 第三者報告書作成
- 異議申し立ての有無を聞き、
- 第三者評価書の確定

柔道整復師養成分野第三者評価基準の構成

1. 教育理念・目的・育成人材像 → 学校の使命
2. 学校運営
3. 教育活動 → 教育プログラム(カリキュラム)
4. 学修成果 → 卒業時アウトカム
5. 学生支援 → 学生支援
6. 教育環境 → 教員と教育施設、教育資源
7. 学生の募集と受け入れ → 入学試験
8. 財務
9. 内部質保証 → PDCAサイクル(プログラムモニター)
10. 社会貢献・地域貢献

機関別認証評価

認証評価とは

(<http://www.jihe.or.jp/outline/about.html>)

- 平成16(2004)年度から、全ての大学、短期大学、高等専門学校は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。
- 評価を行う目的は、大学等の研究・教育の質の向上と改善を支援することで、そのことにより我が国の大学等がより発展すると期待しているからです。

- 日本では、大学や学部を作るときに国が定めた基準を満たしているかを厳しく審査しています(設置審査)。しかし、大学が完成した後、その基準が守られているか、研究・教育が適切に行われているかをチェックする公的な仕組みがありませんでした。そこで国は、大学等に対し、自己点検・評価を行い、それを改善につなげるよう求めました。その後、それを第三者によって検証することにしたのが認証評価です。
- 認証評価の精神は「Voluntary Peer Review」という言葉でしばしば表現されます。大学等の教職員が、自分の所属大学以外の大学を、自発的に評価しあうということです。

教育機関がより良くなるためには

- 自分が行っている教育活動を振り返る(Reflection)。
- 振り返るためには、教育活動に関する「データ」を収集し、それを分析し、言語化する(自己点検評価)。
- 独りよがりになってはいけないので、Peer Review(同僚評価)を受ける(第三者評価)。同じ苦労を味わっている仲間でなければ、評価はできない。
- 教育活動がPDCAサイクルで、改善し続けていることを「国民」に示す。
- 教育という社会的活動で、大学が社会に貢献することを示す。

職業教育分野別評価の必要性

- 「学校」を機関として評価する場合、財務状況、統括管理の仕組みなど学科で行う教育のプラットフォームを評価することに主眼が置かれてしまう。
- 職業教育分野では、それぞれの職業によって、教育のやり方、資格取得、卒業生の活躍の仕方、職能団体との交流の仕方など、分野によって異なる点が多い。「学校」というプラットフォームの上で、職業教育の改善を「専門的」な立場で診ていく必要がある。

医学教育分野別質保証

- 職業教育の一つとして -

医学教育改善を目指した歴史

- 1984年： WHOとWFMEは、世界の医学部長に「医学教育改善」のアンケート調査を行った。
- 1988年： Edinburgh 宣言(12項目の「医学教育目標」を設定した)
- 1994年： 再度、Edinburgh でWorld Summit on Medical Education が開かれた。
- 1998年： WFMEのPosition Paper の発表
- 2005年： WHOの医学教育の「認証」方法の提案
- 2010年： ECFMG 宣言
- 2015年： FAIMERが世界の医学部リストを管理する。

ECFMGからの宣言(2010年9月)

- ECFMG は2023年から、世界医学教育連盟(WFME)または、アメリカ医科大学協会(AAMC)が決めた医学教育基準(グローバル・スタンダード)に沿った医学教育プログラムの認証が得られていない医学部の卒業生(もしくは自国の免許取得者も含め)にECFMG Certification を出さないと宣言した。
- 医学教育の質保証をされていない医学部の卒業生は、米国での医師資格試験が受験できず、卒後研修も受けられないために、医師資格は取得できない。この基準に合致する医学部は日本には1校もない。

医学部新設ラッシュ(2002年から 2010年まで)

- | | | | |
|---------|------|-----------|------|
| ■ マレーシア | 46%増 | ■ サウジアラビア | 47%増 |
| ■ パキスタン | 38%増 | ■ シリア | 33%増 |
| ■ インド | 31%増 | ■ ブラジル | 36%増 |
| ■ ネパール | 27%増 | ■ カリブ | 60%増 |

世界の医学部(医学部の急増)

- 2013年9月現在、世界には2597校の医学部があり、2012年の医学部卒業生は469,000人(ちなみに日本の全医師数は30万人)である。
- 医学部の規模はクラスサイズ8名から1102名までである。
- インド304校、ブラジル182校、USA173校(ただし、Osteopathicを含む)、中国147校、パキスタン87校が世界トップ5である(日本は第7位)。

- 医学部数とその国(地域)の人口比率でみると、世界全体では人口2,600,000人に1校、日本は1,600,000人に1校、韓国は1,200,000人に1校だが、カリブ諸国では560,000人に1校と飛びぬけている。
- 1998年には1400校であったことから考えると、この15年で世界の医学部はほぼ倍増したことになる(すべてが新設ではなく、その存在すら知られていなかった医学部もリストに載った可能性がある)。
- これらの医学部はちゃんとした医学教育をしているのかな？

(Duvivier R J, Boulet J B, Opalek A, Zanlen M, Norcini J. Overview of the world's medical schools: an update. Med Edu 2014;48:860-869.)

医師の移動

- アメリカ、英国、ニュージーランドでは、医師の25%が外国から「輸入」されている。
- 南アフリカの医学部卒業生の40%が自国を去り、海外で医師として働いている(輸出側としては、アフリカ、中近東、東南アジアなどがある)。

外国の医学部卒業を受け入れるとは

- 米国がUSMLEという医師資格試験で自国に医師を受け入れると言っても、
- USMLEはⅠ～Ⅲまであって、しかもⅡにはCSという実技試験もあるが、これは単なる「試験」ではない。医学部が長い時間をかけて育てる医学生の「Fitness to Practise」はこの試験では測れない。医師としての適性は医学部しか判断できない！だから、試験だけではなく大学教育の質を求めてきている。

2000年に米国と英国で

- Michael Swango : 南イリノイ大学医学部卒業 1983年、オハイオ州立大学でインターンを終了しオハイオ州で医師免許を獲得した。2000年に3名の殺害を自供し終身刑に服している。
- FBIは60名を殺害したと推測している。
- アメリカでも不適格と思われる医師は3から5%いると言われている。

J.B.Stewart 著. 松浦秀明 訳. 悪魔の医師 - 病院内60人連続殺人. 明石書店. 2001年. 東京.

- 2000年に英国のGP、ハロルド・シップマンは1975年から1998年にかけて麻薬を用い218名以上の高齢者を殺害していた罪により、2000年に終身刑が言い渡された。→ Dr. Deathと呼ばれた。2004年に獄中で自殺した。
- 1984年から1995年にかけて英国王立ブリストル病院の小児心臓外科30人近くの子どもが術後亡くなった。病院の麻酔科医が病院長に心臓外科医を告発したが、握り潰された。→ Bristol 事件 (森 臨太郎, イギリスの医療は問いかける, 医学書院, 2008年)

Fitness to practise

(www.gmc-uk.org/education/undergraduate/undergraduate_policy/professional_behaviour.asp)

- General Medical Council and Medical Schools Council 発行「Medical students: professional values and fitness to practise」2009年3月
- 医学生は医師になる者として、その行動が適切でなければならない。それは病院内、大学内だけでなく、すべての公共の場での行動が問題となる。この学生が卒業した時に医師という専門職に合った行動 (fitness to practise) をとれることを医学部が責任を持って判断しなければならない。医学部は、「protect patients, carers, relatives, colleagues or public」する責任がある。

- この冊子にはfitness to practise に反する行動としていくつかの事例が挙げられている: 児童ポルノに関与すること、詐欺を働くこと、法律に反する薬物を持つこと、児童虐待や他の虐待をすること、身体的暴力を振るうこと、飲酒運転やお酒で職場環境を乱すこと、強姦をすること、管理者のアドバイスを無視すること、時間管理ができていないこと(会議に遅刻したり、無断欠席したりするなど)、コミュニケーション力が低いこと、試験で不正をすること、実習日誌に虚偽を記載すること、レポートを盗用すること、履歴や書類を詐称すること、守秘義務を守らないこと、患者に誤ったことを伝えること、セクシャルハラスメントや人種差別をすること、患者に対する責任を負わないこと、自らの健康を守るためのアドバイスに従わないこと(治療を拒むこと)など。

医学教育での質保証の意味

- The General Medical Council (GMC) protects the public ensuring proper standards in the practice of medicine. We do this by setting and regulating professional standards not only for qualified doctors' practice, but also for both undergraduate and postgraduate education and training.

→ 国民に提供する医療の質を保証するために、医学部教育の質を担保しなければならない!

医師国家試験改善検討部会報告書 (平成27年3月30日)

- 「医師国家試験を受験する者には医師としての人間性・倫理性の評価が適切に行われることが前提であり、今回の見直しにあたり、各医学部においては6年間の卒前教育の中で医師としての人間性・倫理性を適切に評価するよう努め、医師として求められる基本的資質の向上が図られるよう、より一層の教育内容の充実を強く希望する。」
- 医師国家試験では医師としての適格性は測れない。これを保証する責任は、医学部にある。

医学教育の質保証の目的 は、「Patient safety」にある。

質保証には、①内部質保証と②外部質保証がある。

この2つの質保証をしたうえで、正式機関が「認定」を与えることになる。

医学教育分野別評価基準の概要

1. その医学部の「使命」が明確で、その使命が学内外に周知されている。学修成果が決められていて、学生、教職員そして学校関係者に周知されている。
2. カリキュラムが学修成果を習得できるように組まれている。学年間、学年を超えた科目同士の連携が取られており、医学部全体として学生が学修アウトカムを身に付けられるようになっている。また、教育改善が行える組織体制になっている。

3. 学生評価が学習理論を基盤に実施され、信頼性、妥当性が検証されている。学修成果を評価する評価方法が採用されている。
4. 学生選抜が適切に行われ、入学後の教育に円滑に進むことができるようになっている。学生が在学中に学習支援を受けられるようになっている。
5. カリキュラムを実施するために適切な教員を配置している。
6. 学修アウトカムを獲得できるように教育環境が整備され、技術教育や臨床経験ができるようになっている。

7. カリキュラム全体を絶えずモニターし、学生の学修成果をデータとして集め、教育の内部質保証の体制が整えられている。卒業生の調査を行い、その結果をカリキュラム改訂に活かす。医学部が社会から求められていることを調査し、カリキュラムに反映させる。
 8. 教職員が協働して教育の管理運営を行う組織体制となっている。
 9. 継続的改良がおこなわれている。
-

独自性: その医学部が持つ社会的責任

- 東京慈恵会医科大学は、明治の時代から京都府立医科大学と姉妹校である。慈恵医大の学祖、高木兼寛は薩摩藩医学校の出身なので、鹿児島大学医学部とも姉妹校である。
 - 学祖がセント・トーマス医学校を卒業したので、現在の英国キングス大学医学部とも姉妹校である。
 - この4校のもつ「社会的責任」は同じか???
-

医学部の使命が異なれば

- 医学部の使命(領域1)が異なる
- 使命が異なるのだから、学修成果(領域1)も異なる。
- 学修成果が異なるのだから、カリキュラム(領域2)も学生評価(領域3)も異なるのだから、学生選抜や学生支援(領域4)、教育に関与する教員(領域5)、教育資源(領域6)も異なることになる。
- プログラム評価(領域7)、統轄・管理(領域8)も異なることになります。

医学教育分野別評価が求めるもの

- 独自性
 - その医学部の社会的責任
 - その社会的責任を果たすための教育プログラム
 - 学生一人ひとりの成長を見届ける学生評価
 - その医学部の製造者責任(Patient safety)
- その医学部が自分自身をどのように考えているのかを示している自己点検評価書が極めて重要なのです。文脈として、納得性として…。

自己点検評価書の記載内容

基本的水準:

- A. 基本的水準に関する情報: 現状説明とそれを裏付ける根拠資料
- B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価: 根拠資料に基づいた水準に関する現状分析、現状での優れた点・特徴と改善すべき点
- C. 現状への対応: 優れた点・特徴を伸ばすための現在行われている活動、改善すべき点に対する現在行われている活動
- D. 改善に向けた計画: 優れた点・特徴、改善すべき点を踏まえた中長期の行動計画

質的向上のための水準:

- A. 質的向上のための水準に関する情報: 現状説明とそれを裏付ける根拠資料
- B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価: 根拠資料に基づいた水準に関する現状分析、現状での優れた点・特徴と改善すべき点
- C. 現状への対応: 優れた点・特徴を伸ばすための現在行われている活動、改善すべき点に対する現在行われている活動
- D. 改善に向けた計画: 優れた点・特徴、改善すべき点を踏まえた中長期の行動計画

外部評価者の読み方

- A: 根拠資料に基づいた現状説明: 評価基準に沿って、根拠の示された現状説明になっているか? 自己点検での文章の内容とその根拠となる資料(データ)が符合しているか?
- B: 現状分析と自己評価: Aで示された現状説明(根拠資料も含めた事実)をどのように「現状分析」しているのか。抽出された優れた点と、改善すべき点に妥当性があるか?

AとBは過去形の時制で書かれていなければならない。

- C: 現状への対応: 根拠資料に基づいた「現状説明」、この説明に対する納得のいく「現状分析」により抽出された改善課題に対し、現在どのような活動をしているのか。現在進行形の活動として書かれているか?
- D: 改善に向けた計画: Bで述べた優れた点、改善すべき点について、現在はまだ動き出していないが、具体的な中長期的改善計画が立てられていて、その計画(Action Plan)に実現可能性があるか?

Cは現在形、Dは未来形の時制で書かれていなければならない。

アルムナイ調査

- あなたの医学部の使命は？
 - あなたの医学部は、社会的責任を果たしているの？
-

自分が持っている資源を

- 医学部それぞれに、持っている資源は異なります。
 - 教育資源の開発の仕方も異なります。
 - 偏屈な解剖学の教授も、もしかしてとても貴重な教育資源かも知れません(笑い)。
 - 資源も異なる、地域も異なる、歴史も異なる、そして、使命も異なる
- だから、独自性こそが医学教育分野別評価のキーワードだと思うのです。
-

柔道整復師養成施設での 職業教育別第三者評価

なぜ行うのか？

柔道整復師養成施設の責任とは

- 卒業生が、その職業で社会貢献できるように「能力」を育てる。
- 患者安全のための教育をする。
- そして、その卒業生が、社会・医療ニーズの変化に対応し、柔道整復師として生涯にわたり、他者貢献・社会貢献をし続けることで、幸せな背勝を送れるように、職業教育を行う。

私の話を聞いてくださり、
ありがとうございました。

fukushima@jikei.ac.jp

医師養成プログラムにおける 第三者評価

東京慈恵会医科大学
教育センター
福島 統

2017年2月1日 職業実践専門課程の第三者評価フォーラム(仙台)

自己紹介

医学教育分野別認定の歴史

- 1984年： WHOとWFMEは、世界の医学部長に「医学教育改善」のアンケート調査を行った。
- 1988年： Edinburgh 宣言（12項目の「医学教育目標」を設定した）
- 1994年： 再度、Edinburgh でWorld Summit on Medical Education が開かれた。
- 1998年： WFMEのPosition Paper の発表
- 2005年： WHOの医学教育の「認証」方法の提案
- 2010年： ECFMG 宣言
- 2015年： FAIMERが世界の医学部リストを管理する。

Edinburgh 宣言 (WHO／WFME) (Lancet 1988; 8609: 462-3)

1. 医学部は、病院だけでなく、地域の健康資源を含め医学教育の場の多様性を図る。
2. 利用可能な資源を使って、その国の健康課題に沿ったカリキュラムを策定する。
3. 受動的学習から能動的学習や自己主導的学習に移行し、学生が生涯学習能力を獲得できるようにする。

4. 知識を覚えるだけでなく、医師としての職責や社会的価値を身に付けるためのカリキュラムと評価方法を確立する。
5. 教員に、自身の専門知識を有するだけでなく、教育者としての能力を開発する。
6. 健康増進や予防医学を求める患者のマネジメントも学習目標として設定する。
7. 病院や地域での患者の健康問題を解決するために、基礎医学の教育と臨床実践の教育を統合する。
8. 入学者選抜にあたっては、知的能力や学力だけでなく、人間としての質（非認知的能力）も選抜基準に含める。

9. 教育担当省（文部科学省）や健康担当省（厚生労働省）、さらには地方自治体と協働し、医学部の使命の再定義、カリキュラムの改定、教育改善を行う。
10. その国が必要とする医師の能力と数を入学選抜指針に加える。
11. 多職種と医療実践、教育、研究する機会を増やす。
12. 生涯学習のための資源を提供し、医師の生涯学習に関与する。

医学教育で分野別評価が急がれる理由

- 20世紀後半に爆発的な医学部新設が行われ、今や世界には1400を超える医学部が訳の分からない医学教育を行っている(1998年)。2013年には2597校と、さらに世界の医学部は倍増している(教育と患者安全の問題)。
- 医師も患者も国境を越える(Globalization)。
- 「資質・能力」を育てる新しい教育の考えかた(Competence-based Education)。

医学教育改善を目指した歴史

- 1984年：WHOとWFMEは、世界の医学部長に「医学教育改善」のアンケート調査を行った。
- 1988年：Edinburgh 宣言(12項目の「医学教育目標」を設定した)
- 1994年：再度、Edinburgh でWorld Summit on Medical Education が開かれた。
- 1998年：WFMEのPosition Paper の発表
- 2005年：WHOの医学教育の「認証」方法の提案
- 2010年：ECFMG 宣言
- 2015年：FAIMERが世界の医学部リストを管理する。

ECFMGからの宣言(2010年9月)

- ECFMG は2023年から、世界医学教育連盟(WFME)または、アメリカ医科大学協会(AAMC)が決めた医学教育基準(グローバル・スタンダード)に沿った医学教育プログラムの認証が得られていない医学部の卒業生(もしくは自国の免許取得者も含め)にECFMG Certification を出さないと宣言した。
- 医学教育の質保証をされていない医学部の卒業生は、米国での医師資格試験が受験できず、卒後研修も受けられないために、医師資格は取得できない。この基準に合致する医学部は日本には1校もない。

世界医学教育連盟(WHOの下部組織)

- 世界医学教育連盟(WFME)は、世界各国での、「医学教育分野別評価」の組織を認証する。その組織がその国の医学部の教育の質の保証を行う。
- 認定された医学部は、「世界の医学部リスト」(インターネット公開)で公開される。
- カリブ海諸国、トルコ、北米、韓国の組織がすでに認定を受けている。

(<http://wfme.org/documents/accreditation/accreditation-agencies/work-programme-and-outcomes/87-11-recognition-of-accreditation-agencies-agencies-that-are-recognised/file>)

日本の現状

- 2012年(平成24年)に、文部科学省補補助金を得て(5年間)、医学教育分野別評価のトライアルを行った。
- 今までに、80医学部中、17医学部(21%)がトライアル受審を終えた。
- 日本医学教育評価機構(JACME)は現在、WFMEに認定を申請中である。
- 認定後は、トライアル校、平成29年度受審校の「分野別認定」を行っていく。

職業教育に「分野別」評価を導入する理由

医学教育での分野別評価の意義

- The General Medical Council (GMC) protects the public ensuring proper standards in the practice of medicine. We do this by setting and regulating professional standards not only for qualified doctors' practice, but also for both undergraduate and postgraduate education and training.

→ 国民に提供する医療の質を保証するために、医学部教育の質を担保しなければならない！

医学教育分野別評価基準の概要

1. その医学部の「使命」が明確で、その使命が学内外に周知されている。学修成果が決められていて、学生、教職員そして学校関係者に周知されている。
2. カリキュラムが学修成果を習得できるように組まれている。学年間、学年を超えた科目同士の連携が取られており、医学部全体として学生が学修アウトカムを身に付けられるようになっている。また、教育改善が行える組織体制になっている。

3. 学生評価が学習理論を基盤に実施され、信頼性、妥当性が検証されている。学修成果を評価する評価方法が採用されている。
4. 学生選抜が適切に行われ、入学後の教育に円滑に進むことができるようになっている。学生が在学中に学習支援を受けられるようになっている。
5. カリキュラムを実施するために適切な教員を配置している。
6. 学修アウトカムを獲得できるように教育環境が整備され、技術教育や臨床経験ができるようになっている。

7. カリキュラム全体を絶えずモニターし、学生の学修成果をデータとして集め、教育の内部質保証の体制が整えられている。卒業生の調査を行い、その結果をカリキュラム改訂に活かす。医学部が社会から求められていることを調査し、カリキュラムに反映させる。
8. 教職員が協働して教育の管理運営を行う組織体制となっている。
9. 継続的改良がおこなわれている。

評価の観点(視点)から

- 自己点検評価：自分たちが行っていることを、量的、質的データを基に、自分たちで見直す(Reflection)。
- 外部評価：医学教育で苦勞している「仲間(Peer)」が、データを基に、自己点検評価の内容を受審校とともに見直す。
- 自己点検評価書と外部評価書の公開：受審校のGood Practiceや、困難点から他医学部が学ぶ。

外部評価で大事なこと

- 納得性：「評価」の目的を考える(受審校がさらに良くなるためには、受審校が自ら問題点を認識し、改善しようとする気持ちを持つこと)。
- 「評価」と「対話」：納得できる評価でなければ、改善は進まない。納得できるためには、「対話」が不可欠である。

これからの教育の課題

-資質・能力を育てるための教育とは-

資質・能力

(医学教育モデル・コア・カリキュラム)

1. プロフェッショナリズム
2. 医学知識と問題対応能力
3. 診療技術と患者ケア
4. コミュニケーション能力
5. チーム医療の実践
6. 医療の質と安全の管理
7. 科学的探求
8. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

新しい教育への考え方

- もちろん、教科・科目での教育は重要である。
- 確かに教科横断的な教育手法も開発しなければならないが、
- 教科・科目での教育になかにこそ、「資質・能力」を育てるカリキュラムが必要となる。

→ 今までの教育 (process-based education) から、能力・資質を育てる教育 (competence-based education) への試行錯誤が始まろうとしている。だからこそ、いろいろな学校での試みやその成果が、経験共有されなければならない。

「機関別」評価と「分野別」 評価のあり方

職業実践専門課程

- 2013年(平成25年8月30日):専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号):「専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。」

25

職業実践専門課程の認定要件

1. 修業年限が2年以上
2. 専攻分野に関する企業、団体等と連携体制を確保し、教育課程の編成を行っている
3. 企業等と連携して、講義、実習、実験又は演習の授業を行っている
4. 全課程の修了に必要な総単位数が62単位以上
5. 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っている

26

6. 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること(自己点検評価と学校関係者評価)。
7. 自己点検評価を行うにあたっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員または職員を参画させている。
8. 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供している。

27

Employability

- 大学・学校は出ているけど、「この人」使えないよね。
- 大学・学校は本当に、学生・生徒に社会に出てから役立つ「能力」(知識だけではない)を教えているのかな。

28

柔道整復師養成分野第三者評価基準の構成

1. 教育理念・目的・育成人材像 → 学校の使命(学科?)
2. 学校運営
3. 教育活動 → 教育プログラム(学科のカリキュラム)
4. 学修成果 → 卒業時アウトカム(職業を身に付ける)
5. 学生支援 → 学生支援(職業専門職としての就職)
6. 教育環境 → 教員と教育施設、教育資源
7. 学生の募集と受け入れ → 入学試験
8. 財務
9. 内部質保証 → PDCAサイクル(プログラムモニター)
10. 社会貢献・地域貢献

29

機関としての質保証 職業教育としての質保証

議論すべき問題です。

私の話を聞いてくださり、
ありがとうございました。

fukushima@jikei.ac.jp

【資料２：第三者評価に対する自由意見集】

- 1 評価者として 311
- 2 受審校として 329

平成 29 年 1 月 19 日

東京柔道整復専門学校
経営企画室長
中 尾 根 靖 司

貴財団からのご依頼に基づき、一昨年度、職業教育別第三者評価モデル事業で評価委員を拝命した際の経験談を、以下のとおり記述します。

1、評価基準

本来が、精緻に厳密な判定を下すような作業ではないので、比較的に大らかで、肯定的な評価に導かれ易い基準だった印象があるが、最終的な表現では支援的に修正を加えるとして、実際の評価では、もう少し計数的に(5段階評価など)判定できると、作業としてはやり易いと思った。

2、評価表現

概ね同上。特別に、違和感や不都合などは感じなかった。

3、事業の進め方・展望

言うまでもなく必要な事業であり、より一層の規模と精度で推進すべきだと思う。

4、評価体制

自校での経験からして、良く整備されており、全過程を通して円滑に取り組めた。

5、評価者育成

種々の作業に取り組んで感じるのは、質的にも量的にも相応の重みがあり、被評価校にとっての重要性を考えると、かなりの責務を伴っており、評価者の負担は軽くない。出来るだけ多くの、一定の水準を持った評価者を確保しておければ、評価者個々の負担は軽減できるが、それを、地域や分野ごとにバランス良く養成出来れば、専門学校全体の底上げにも繋がる。

6、その他

小職が担当した学校だけに限局した現象かもしれないが、報告と添付資料の連動性が乏しく、特に、資料の通し番号の規則性が分かり難かったので、各評価委員とも、一連の作業で困難を極めた。事前のガイダンスでの徹底や、提出物受領後の内容チェックで再整備を促せば解消できる事柄であり、所謂、『段取り八分』である。

柔整学校協会の会員協議会でのセミナーも拝聴し、福島先生の広角かつアカデミックな講演と、関口先生の自系列と網羅性を踏まえた報告は、とても参考になったが、実績校の紹介として、分野別の実施校だけでなく、それ以前(機関別)の実施校を、柔整校だけに留まらず、他分野や大学などの実施率も示されれば、未実施校の取り組み促進になったのではないかと思った。

以上、雑駁ながら、ご依頼に対する小職からの回答とさせていただきます。

現場の意見

樋口 毅 史

今般の事業に参画させていただき感じましたことを述べさせていただきます。

1. 評価者育成について

第三者評価については、ある程度の基本知識の無い状態で評価を実施することには戸惑いを感じます。私の経験では、専門学校勤務時代に自己点検・自己評価ということで全専連と記憶しているが実施したことがあり、それに近い内容であったため、馴染みやすかった。しかし、その後加わった職業実践専門課程に関する内容は詳しくは理解していなかったため、良い勉強になった。

課題を提示してトレーニングを行っていただいたわけだが、素直に馴染むにはもう少し時間があると良かったと思う。

2. 報告書について

こちらについても評価項目が膨大であるために、期限までに報告書を組み立てるのが精一杯といった感が否めず、関連資料の整理も不十分であったことで評価者の負担が大きくなった。今般の事業ではどのくらいの準備期間であったのか不明だが、半年～1年程度で中間報告、もう半年で最終報告というように、事業がある程度定着するまでは時間をかけて行うことが結果的に合理的に進めることができるのでは無いか。

3. 評価基準について

職業教育分野別第三者評価であるので、在学者の年齢構成、最終学歴、職業特性にもう少し配慮が必要と思われる。資料が手元に無い状態なので具体的な指摘は避けるが、学生生活、保護者（この表現も微妙である。）との連携、学生相談等の内容も一考の余地ありと思う。

4. 評価表現について

これは評価者の経験によるものと考えます。1の評価者育成にも関連するので、時間の許す限り資料閲覧も含めた勉強会を開催することで改善され则认为る。

以上

文部科学省受託事業、職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業による分野別第三者評価の評価者として

細野 昇

平成 27 年および 28 年度、文部科学省受託事業、職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業による分野別第三者評価の評価者として作業に従事した。

筆者は柔道整復師であり医療機関での勤務、接骨院の経営を通して柔道整復現場の経験がある。現在は医療専門学校（柔道整復師養成施設を含む）の校長として勤務している。現在、柔道整復師は様々な社会的批判に曝されるというマイナスの側面と、介護分野やスポーツ現場から活動の要請があるというプラスの側面とを併せ持っている。このため、柔道整復師を養成する施設並びに教育者は社会から、資格を得ようとする柔道整復学生に倫理的態度の涵養と、柔道整復に関する知識・技術に加えて新しい分野における必要な知識・技術を付与するという付託を受けている。筆者は柔道整復師養成分野第三者評価では、養成施設や学校が前述した社会的要請に応える意志を明確にしているかどうか、中心的な評価項目になると考えていて、そのうえで、当該養成機関が施設基準、人員基準に適合し、要請を実現する運営を適切な運営規則に従って行っているかが評価されるべきであると考えている。

一般に第三者による評価では評価者に受審者のそれぞれの活動を客観的に評価することが要求される。一方、評価作業において活動の評価する場合、活動内容を他者の同様な活動と比較して優劣を評価する相対評価の方が作業は容易になる。しかし、これは評価者の主観に影響されやすく、受審者の活動の意図を汲み取った正しい評価ができない危険性が高くなる。今回の審査で筆者は、とくに学校運営や教育活動に関する評価項目を客観的に評価することに苦勞した。筆者は、同種の学校を運営する立場から評価部会に参加した者であり、極力、自校の同様な活動と比較しないよう努力したが、前述の観点から完遂できたかどうかには自信がない。

今回用いた評価基準では 10 の大項目を合計 37 の中項目によって評価し、37 の中項目を 68 の小項目で評価する構成になっている。各小項目で示されている要求を具体化する活動は 302 のチェック項目に示されているのだが、チェック項目の表記から具体的に行うべき活動が読み取りにくいものもある。これを補完する意味で参照資料が例示されているが、

例示されている資料が作成される段階で、各校の作成意図が評価機関の考え方に沿っていない場合があり、結果的に提出された参照資料が評価機関の思惑通りの資料になっていないこともある。この場合は書類審査の作業中、再度、資料提出を求めたり、訪問調査の対面審査で説明を求めたりすることになる。

今回のモデル事業による分野別第三者評価で評価を担当しての全体的な印象では、柔道整復分野に特化した評価項目が機関別評価に関連した項目に比べて手薄な状況にあるとの印象を受けた。柔道整復分野の効果的な教育が適切な施設・設備、組織、運営体制の基でなければ実施しにくいという現実から考えれば、ある程度この傾向は容認しなければならないことかもしれないが、この評価制度の発展を考えればさらなる改善により、専門分野でのきめの細かい評価項目の設定が必要だと感じている。

評価の実務では第一に各評価項目に対する自己評価表の記述が、評価機関の要求している内容に適合しているかどうかを判断しなければならないが、受審校から提出された自己評価表の記述が項目の要求に適合していない場合が散見された。これは、受審校が評価機関の要求を正しく理解していないこと、評価項目の意味について評価機関と受審校との間に捉え方の乖離があることなどが原因と考えられる。評価実務を効率的に行うためには、受審校が分野別第三者評価のための自己点検・評価を実施するにあたって、準備段階で両者のコンタクトを図り、この乖離が起これないように十分な説明と理解が必要である。第二に受審校が自己評価において特徴として主張する事項と、その裏付けとして提出された資料が適切に裏付けとなっているかを判断するが、必ずしも裏付けになっていない場合もみられた。資料を裏付けとして確認できない場合には主張そのものを却下することもできるが、折角、資料を付けて特徴として主張している活動を安易に却下することには抵抗を感じる。これらを防ぐ意味で参照資料の例示がされているのであるが、ここにおいても十分なコミュニケーションが取れていないと評価機関の思惑と受審校の理解との間で齟齬が生じる危険性がある。以上のことから、とくに審査が受審校にとって初回である場合には評価機関が説明を行う十分な時間をとり、受審校に各評価項目の意図を理解してもらう必要がある。

今回のモデル事業で特徴的な部分は訪問調査で学生インタビューを導入したことである。学生インタビューに参加する学生の選任は受審校に任されたが、今回の審査では参加してくれた学生諸君が質問に対して学校の立場に偏ることなく真摯に答えてくれて、受審校の活動内容を確認するうえで大変参考になった。参加学生の選任を受審校に任せた場合、恣

意的な選択をして受審を有利にすることも考えられるが、受審各校の真摯な対応には敬意を表したい。インタビューでは学校の専門教育に対する考え方、育成方針・育成人材像の理解などの学生諸君への浸透度を知ることができたし、施設・設備や学校運営などに対する学生諸君の満足度を知ることができ、学校運営当事者の教育に対する姿勢を感じ取ることができた。

各中項目の評価結果は「特徴として評価する点」と「さらなる向上を期待する点」とで表記しているが、「さらなる向上を期待する点」は受審校の「気づき」に寄与することが考えられる点で、優れた表記法と考えている。しかし、ここで記述される内容には、純粹に現在行われている活動に対して「さらなる向上を期待する点」と、行われるべき活動が行われていないので学校運営を「改善すべき点」とが含まれていることから、評価結果を受け取った受審校に両者の相違を理解してもらえず、「改善すべき点」であるにも関わらず必要性を正しく認識してもらえない危険性がある。一方、評価者としては「適」、「否」の判定ではないので、評価にプレッシャーが掛かりにくく適切に指摘することができる点では良いが、安易な指摘に陥る危険性も否定できない。このようにこの評価結果の表記法では両者共に評価事業に対する緊張感が低下することも懸念される。このことから、審査をより厳正に行うためには、将来的に各評価項目について「適」、「否」の判定を導入すべきであると考えている。

今回用いた評価基準では評価項目の分野に特化した項目数が少なく機関別評価の項目に比べて手薄な感じがする。柔道整復師養成分野における特徴ある活動に挙げられている評価項目が少ないうえに、必ずしも柔道整復師養成に対する社会的ニーズに対応する項目になっていない可能性を否定できない。現在、柔道整復師が置かれている立場を考えれば、柔道整復師養成に対する新たな社会的要請である、倫理的態度の涵養、介護分野やスポーツ分野における知識・技術の付与などに関する項目を、教育活動や学修成果の評価の中に評価項目を新たに設定して、受審校の行っている柔道整復専門分野での教育内容が社会的ニーズに対応しているかどうかを、プラス、マイナスの両面からみて適正に評価できるようにする必要があると考えている。

「職業教育分野別第三者評価モデル事業」の評価を終えて

米田柔整専門学校 船戸嘉忠

はじめに

この度はたいへん貴重な機会を与えていただきありがとうございました。結果として自校の自己評価をさせていただく事ができました。担当させていただいた養成施設が医療関係職種も含め多くの科を持つ規模であり、自校の単科体制とは大きく異なりました。残念ながら柔道整復師養成課程としての特異度を評価することはできませんでしたが、低学力者、中途退学といった共通の問題点については方法論も含め、その規模の大きさが俯瞰的な総論的手法を可能にすることを学びました。

ここまでの文書が自校との比較を踏まえた内容であることについて、本来の第三者評価の目的を果たしているのか疑問が残ります。また、私自身、今回の評価にあたり、基本的知識の修得、具体的作業等、脆弱で片手間な状況で十分な時間を費やしたとは言えません。モデル事業として実施され、同業者によって評価が行われている現実は十分理解できますが、評価というより見聞録というレベルではないかと感じています。委員をお引き受けする段階で第三者評価の意味が理解できていなかった事を含めて、大きな課題として上げさせていただきます。

以下、ランダムに記述させていただきます。

〔評価体制について〕

公益財団等の組織が専門の部署を持つべきと考えます。そこで、評価リーダーを決めていただき、先ずはそのリーダー教育から行う。その上でリーダーが各委員に明確な役割分担や会議毎での重要なポイント等を示していただきたい。

〔評価項目について〕

- ・各項目には意味があり現状の内容で結構かと思います。
- ・コンプライアンスに関する点については、各養成施設地の都道府県単位で実施され、その結果に下づいた指導を受けています。第三者評価はそこではチェックされない、実際の教育内容や実技の評価方法等、PDCAに下づいた評価・改善の繰返しをしているか否かでよいと思います。

- ・重要部分として柔道整復師養成教育にかかる各論部分に力を入れ、この部分を中心とした第三者評価としてはどうか。今回は特に、対象養成施設の規模、柔道整復師養成の位置付け等からみて本メンバー（清水先生、吉川先生、森川先生、船戸）である必要性を感じませんでした。例えば、冊子「第三者評価システムの概要」の P31、P40 に（例示）としてある、教育目標として設定した専門技術・生涯学習の意欲醸成に関する評価項目の内容が該当します。

柔道整復師養成教育に必要なのは、「校内における医学教育」と「校外におけるキャリア教育」のバランスと考えます。平成 30 年からの臨床実習 180 時間が専門性と社会性を育む貴重な時間になります。このため、この内容の「見える化」が重要になると考えます。校外実習が成熟するためには時間を要すると思いますが、この精度が高まる仕組みに第三者評価が一助になるとよいのではないのでしょうか（現状の臨床実習では無理ですが、今後は意義が出てくると思います）。

〔その他〕

- ・当該養成施設からの参照資料において、会議の議事録、個人情報等に関して問題が派生する内容は全て「訪問調査」で確認するようにしてはいかがでしょうか。この点については書面調査の段階で、該当校から申請してあると評価する側は判りやすいと思います。
- ・会議開催については、今回のメンバーから考えて大阪あるいは名古屋で開催していただければ、各会議にもう少し時間をかけることができたのではないのでしょうか。

柔道整復師養成施設・職業教育分野別第三者評価モデル事業について
自由記載報告

森川 伸治

今回、柔整業界側からモデル事業の評価委員として参加させて頂いたことを、まずもって感謝申し上げますと同時に、柔整の県役員、日整役員他職務もあり全ての評価日に出席できなかったことをお詫び申し上げます。

さて、評価基準、評価表現に関しましては、今回の東京メディカル・スポーツ専門学校の資料が最初に送付されてきた際、他科の資料と一緒にっており、膨大な量で慣れていない私にとってはチェック項目・302項目をどのように、手をつけていったらよいか大変であった。

結果、柔整学校教育の専門家である米田柔整専門学校の船戸先生のお力添えを頂き共同での作業が大半となった。

総合学校では、多くの学科を持っており、資料も膨大となるために書面調査では柔道整復分野のみに特化した資料の提供が望ましいと思う。

また、直接携わっていない項目によっては評価するにも評価することができないところがあった。

訪問調査では柔道整復師という臨床家を育成する大切な実技実習室で感じたことは、運動器損傷を指導する体制があまり伝わってこなかった。

近年、柔道整復師の臨床家としての質が問われておりますので実技指導体制の強化をお願いいたします。

今後はカリキュラム等の改正に伴い臨床実習が大幅に増えるため期待をすところであります。

また、社会貢献・地域貢献、ボランティア活動報告に於いては、柔道整復師ではなく、理学療法士等の活動が柔道整復師養成施設報告として挙げられていることは職業実践専門課程評価としては認めがたいものでありました。

評価体制としては、

業界代表の柔道整復師としては、このモデル事業の内容をよく理解できていないのが現状だと思っております。今回は1チーム4名の評価委員で、3名が柔整学校関係者で構成されておりましたが、評価体制は現状でよいと思います。但し、業界代表柔道整復師は少なくとも教員資格を有している者が必要だと思います。

評価者育成については、

柔整学校の関係者が中心となり、業界代表の柔道整復師は時間的余裕もなく、また評価内容についても理解できないことが多々あり、上記で述べたように最低

でも柔道整復専科教員資格を有するもので育成されることが必要だと思われます。

事業の進め方については、

とにかく資料が多すぎて内容精査の時間的余裕が全くなく、もう少し時間的余裕が必要と思います。

基本的には学校関係者が中心で行われれば良いと思います。

平成29 年2 月12 日

1. 事業の進め方・展望について（財務に関して）

学校の「評価」が学校教育法に基づいた「学校単位」であるのに対し、財務に関しては私立学校法に基づいて学校「法人」の計算書類が作成されるため、財務の評価は「法人全体」で行うことになります。したがって、その「学校単位」「法人全体」の違いについて、認識しておく必要があります。

この点については、理解が進んでいないと思われる自己評価報告書も見受けられ、啓発活動が必要でしょう。

2. 財務に関する評価体制について

第三者評価における財務に関する評価体制として、専門家として会計士等の利用が有効と考えます。その際に、学校法人会計に精通した複数の会計士等を利用することが、評価が偏らないという観点からは、より有効でしょう。

また、各専門学校においては、財務に関する自己評価を行う際やその基礎となる計算書類の精度を上げる意味からも、担当者の学校法人会計等の会計知識の習得・向上（あるいは経理担当者との情報の共有化）や専門家の利用が期待されます。

「学校部門」と「法人本部」が明確に区分されている学校法人においては、両者の連携が重要になってきます。

3. 財務に関する評価基準について

専門学校の場合は学校法人によって、ひとつの専門学校、多数の専門学校、大学が含まれるなど多種多様な法人形態があり、財務に関する評価を同一の条件で行うには、事前に入念な検討が必要でしょう。

平成27年度の評価基準は、先行して実施されていた「特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構」の「第三者評価事業」に準じて行われていたかと思います。

今回の文部科学省の委託事業において、評価基準は専門学校のそれぞれの職業教育分野に応じて評価基準を設定していると思いますが、少なくとも財務に関する評価基準は、専門学校の分野に応じて区分する必要はないと感じており、共通の評価基準を用いるべきと考えております。この点は平成28年度以降の横断的仕組みの構築事業で改善されると期待しております。

平成27年度では、具体的には財務基盤、財務分析、予算制度、監査、財務情報公開等について評価をしてきましたが、評価基準のある程度の定数化が必要でしょう。

4. 財務に関する評価表現について

財務に関する評価表現は、各専門学校からの自己評価報告書及びその添付資料による情報量の限界や、第三者評価を公表することによる当該事業以外に与える影響度等を考慮するとある程度厳しい表現は抑え抽象的な表現となることはやむを得ないと考えます。

そのため、特に財務分野においては、例えば定型表現を用いることにより、評価を公表する方法が考えられます。

5. 学校担当者の財務に関する評価者育成について

第三者評価を行う際に、各専門学校が行う自己評価が重要となってきますが、その際、財務に関する自己評価が十分行われていないことが多いと感じています。それは、自己評価を行う学校担当者が財務に精通していないことに起因しているのではないのでしょうか。

また、専門学校のみを設置している学校法人の場合は所轄庁（都道府県等）からの助成（補助金）が通常あまり多くないことから、私立学校振興助成法の監査（法定の公認会計士監査）を受けていないことが多く、その結果、学校法人会計基準への理解が不十分となり、当該基準に十分に準拠しているとはいえない計算書類も見受けられます。

したがって、担当者の簿記の知識や学校法人会計の習熟度を上げたり、学校法人会計に精通した会計士等を利用していただき、財務計算の精度を上げていく必要もあるでしょう。

私立学校法の予算制度や監事監査の位置づけについても自己評価の記載が不十分なケースが見受けられることから、私立学校を取り巻く法律関係についても一定程度の理解が不可欠と言えます。

以上

柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業
- 外部評価者を経験して -

この度、平成 28 年度文部科学省受託事業「柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業」に初めて外部評価者として参加をさせて頂きました。評価活動に先立ち開催されました評価者研修会の受講に始まり、受審校より提出された自己点検・評価報告書の書面調査、受審校への訪問調査そして評価報告書の作成に至るまで「第三者評価モデル事業」について数多くの事を経験することができました。その中でこの事業について気づいた点がございましたのでご報告させて頂きます。

【評価者育成について】

本モデル事業の開始に先立ち開催された評価者研修会に参加して、講師をご担当頂きました高橋稔先生の説明が大変わかり易かったため、評価の仕組み・概要および評価方法・手順を理解することができました。具体的には、評価方法の要点が簡潔にまとめられたスライドと配布資料は、本事業に初めて参加をした私にとって大変理解しやすいものでありました。また研修会時に実際の書面調査を想定した演習問題を行えたこと、さらに高橋先生の自己点検・評価報告書の評価例を細かくご紹介頂いたことはとても参考になりました。そのおかげで研修会終了後、自宅等にて実際の評価作業（書面調査前の事前読み込み）を行うにあたり大変スムーズに作業を進めることができました。しかしながら評価項目（基準項目）の量から考えた際、もう少し研修会の時間を増やし、数多くの基準項目についての演習問題を行った方がより良い評価活動を行えるのではないかと感じました。

また評価者の育成という観点から、私以外にご担当された評価者担当委員の先生方は、実際に柔道整復師養成施設等の教育現場において第一線で活躍されているため、評価基準の項目にも記載されている学校運営や内部質保証などに大変精通されておりました。この評価活動を進めていく上で、そのような知識と経験を有された方が外部評価者として最も適していると感じました。

【評価基準・評価表現について】

受審校により作成された自己点検・評価報告書の評価を進める際、参照資料の量が膨大なことに大変驚きました。そのため報告書の記述を確認するための参照資料の把握が最も重要かつ大変な作業でありました。しかしながら参照資料の一覧を事前に配布して下さった事、更に報告書中に参照資料の番号がわかり易く表示されていたこ

とで作業効率が向上致しました。

評価基準・評価表現については、概ね評価をする際に混乱をすることはありませんでした。その要因として、評価者の具体的な確認事項の箇所が、小項目（評価の視点）とチェック項目の形で用意されていること、さらにその全ての項目が疑問形で記載されていることから、報告書の記述を確認・点検する際の作業を大変スムーズに進めることができました。しかしながら、基準 8 の財務の項目に関しては、外部評価者により確認・点検することは困難であったため、今年度のように専門家に委託するのが最適であると考えます。また改善を求める表現として、基準 5 学生支援の小項目で、「図書室、実習室等の利用において社会人学生に配慮しているか」については施設の利用時間の延長を行っていただければ良いのか等、どのような取り組みをするとこの要求事項を満足しているのか、評価者として解釈に苦しみました。

【評価体制】

前述したとおり、自己点検・評価報告書の書面調査の際、参照資料が膨大なため確認の見落としの可能性が十分に考えられました。評価のミスを防止するためにも、今年度のようにひとつの受審校に対して評価者担当委員 4 名のグループ＋柔道整復研修試験財団の担当の方とチームで行う体制が最も適していると思います。調査日の日程調整などが大変にはなりますが、今後も評価担当委員の数名で構成されるグループでの活動が望ましいと考えます。

【事業の進め方・展望】

今回、受審校への訪問調査を行った際、在學生に直接インタビューを行うことができたことは大変有意義でありました。事前に報告書の内容を十分に理解されている教職員の方のお話とは異なり、在學生の生の声は受審校の状況を把握するのに最も適していると感じました。今後、この事業が継続され訪問調査を実施する際には、ぜひ在學生へのインタビューを実施することを願っております。

本事業の進め方について、外部評価のスケジュールとして少しタイトな部分もありましたが、評価の進め方など適切であったと思います。

今回、外部評価書として活動するにあたり、他の外部評価者の先生方、そして柔道整復研修試験財団の方にご指導を頂きました。この場をお借りして心より感謝申し上げます。

評価活動の改善に向けての方策について

平成 29 年 2 月 12 日

東京メディカル・スポーツ専門学校

渡辺 三郎

前略 貴財団には日頃から本校の教育活動にご理解を賜り心から感謝しております。ご依頼の内容につきまして、まとめましたので報告いたします。

<評価基準のこと>

私は 27 年の第 1 回目から参加させて頂きましたが、基準がわかりやすく、この程度で十分かと考えています。

<評価表現のこと> 記入面について

記載にあたっては、27 年と 28 年の 2 回を振り返り、細かい記載項目や書き方のルールなどがまとまった書式であると、双方にとって時間短縮になるのではないかと思います。記載例なども必要かと思います。

<事業の進め方・展望のこと>

今のままでもいいかと思いますが、全実務者会議で全体スケジュールを決めてからスタートの方がわかりやすいと思います。

<評価者体制のこと>

専門学校の評価を継続して平準化するためにも、専門学校で働く人で毎年同じ人を 1 名入れておいてはどうかと思います。

以上

今後の評価活動に向けて

吉川 徹

○評価基準について

柔道整復師養成施設としての評価であることを明記し、周知徹底する必要があると思います。そうなれば評価項目をもう少し少なく出来るのでは。(特に小項目)

○評価項目について

自己点検・評価報告書の小項目に、評価に関わる記載が抜けていることや、逆に評価に関わらない記載が見られる、ということがありましたので、報告書を提出していただく際、担当部会での評価シートの小項目に沿って記述していただくことを徹底すれば、作業が進めやすくなるのではと考えます。

- ・大きく気になったところは上記2件です。少なくても済みません。
- ・後は、日程にもう少し余裕をいただければなど。
- ・評価者育成については、1施設4名と考えると少なくとも40名以上は必要だろうと思います。事業の進め方によりますが、一度に40名育成するのか、毎回経験者と新人を半々にすると色々な方法があると思いますが、出来るだけ評価作業が進めやすい方策を考える必要があると思います。

第三者評価について

清水尚道

職業教育を行う専門学校は、教育内容が職業と直結した「実践的」なものであることからいうと、分野別評価の重要性は高いと思われる。

今回、モデル事業として第三者評価に携わらせていただき、外部評価の難しさを実感し、専門学校の第三者評価について、あらためて考える機会を得られたことに感謝申し上げたいと思っている。

評価基準については、先行モデルがあることから、評価に適切な内容となっており、特に違和感を感じるようなことはなかった。しかし、実際に評価するとなると、根拠となる資料の読み込みが必要であり、かなりの時間を要するものであることを痛感した。また、対象校さんの意図されている部分と、評価者が意識する部分に、若干ながら「ズレ」がある場合も見受けられると感じた。

この点は、評価者育成（研修）と関連するのかもしれないが、評価者が十分にトレーニングできていない（これは自分自身のことですが）ことと、現状においては対象校さんにも評価者経験がある方が多いわけではないということが関連しているのかもしれないと思った。

指定養成施設である医療系専門学校においては、どの専門学校においても共通する部分が多く、また柔道整復分野においては柔道整復研修試験財団の認定実技審査もあることから、分野別評価は取り組みやすいのではないかと、評価者になる前は思っていた。しかし、実際に書類審査そして実地調査をさせていただき、特色のある教育をされていること、また独自の学生サポートをされていること、そしてシステムティックに学校運営されていること等、評価するというよりも「勉強になる」ことが非常に多かったと感じている。これは、外部評価が単に対象校さんの評価ということにとどまらず、その分野全体のレベル

アップにつながるということも実感できたところであり、第三者評価の必要性だけでなく有用性を実証できるものであると思っている。

職業実践専門課程の創設により、学校関係者評価および教育課程編成会議、外部の方の評価やご意見を反映させる仕組みが専門学校にも導入されることになり、職業教育の質の保証が意識される段階になってきている。経常費補助を受けている大学とは立場は異なるが、高等教育機関である専門学校として、情報公開や外部評価を進めていくことが、社会的認知を高めていくことになり、また社会から求められていることでもあると、モデル事業に参加させていただいたことで思うことができた。

次年度からは、本格的な事業として第三者評価が進行していくことを期待し、またモデル事業の経験を生かし、微力ながら協力することができればと思っている。

東京メディカルスポーツ専門学校の皆様、そして評価者として一緒に取り組ませていただいた先生方、柔道整復研修試験財団の皆様に、あらためて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

文部科学省受託事業、職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業による分野別第三者評価を受審して

呉竹医療専門学校校長 細野 昇

学校法人呉竹学園呉竹医療専門学校（以下本校という）は鍼灸、あん摩マッサージ指圧、柔道整復の東洋医療を専門に教育する教育機関として平成 21（2009）年 4 月開校した。呉竹学園（以下本学園という）は大正 15（1926）年に開設された東洋温灸医学院を起源とし、爾来 90 年に渡り東洋医学一筋に教育する機関で、本校の他に東京医療専門学校、呉竹鍼灸柔整専門学校を設置している。呉竹学園は本邦最古の東洋医学教育機関の一つで、呉竹学園の歴史は東洋医学教育の歴史と言っても過言ではない。また、90 年の歴史の中では東洋医学関連業界、東洋医学教育に関して様々な困難に直面する場面があり、その都度、本学園は全国あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師養成施設協会の創設、鍼灸・あん摩マッサージ指圧師教員養成科の開設、中国短期留学の実施、鍼灸世界学会の立ち上げ等業界の改革を主導し、また、学校運営、教育技法の改善などを真摯に行ってきた。そのため、私を含めた本校教職員は本学園が連綿と行ってきた教育こそが東洋医学教育の本道であり、その教育方針に誤りはないとの自負を持っていた。

そのような中、平成 21 年の本校開設に伴う学生募集を行ったところ、応募する学生の年齢層が劇的に変化していることを目の当たりにした。すなわち、東京医療専門学校、呉竹鍼灸柔整専門学校の応募者の多くが社会人経験者であるのに対し、若年者（高等学校新卒者）の応募が圧倒的に多く、昼間部では 80%を越える状況であった。このことは、本校教職員にも衝撃を与え、教職員間で「本学園が行ってきた社会人経験者に対する教育手法では社会のニーズに答えられないのではないか」ということが危惧されるようになった。このような実態を踏まえ本校では開設と同時に、学園主導で特定非営利活動法人私立専門学校等評価機構が作成した専門学校等評価基準等による「自己点検・評価」手法の研究を開始し、平成 22（2010）年度からは同基準に準拠して自己点検・評価を実施した。また、平成 25（2013）年度から導入された文部科学省の職業実践専門課程制度には、いち早く認定されるべく学校関係者評価委員会および教育課程編成委員会の設置、評価内容の公表をするなど認定申請に必要な体制を整え認定された。これらの活動を行う以前の本学園においては、組織体制の構築、学校運営、教育手法など過去の経験に基づいて行われており、過

去の手法から大きく逸脱することはなかった。その意味では大きな過ちを犯すことは少なく安定的な運営を行っていたといえるが、画期的な前進は期待できず、社会のニーズの変化に対して迅速な対応がしにくい体制であったことが欠点として挙げられる。この活動を通して、本校教職員間に絶え間ない制度改革、組織改革が必要であるとの認識が芽生えた。さらに、本校の掲げる教育理念、教育方針、育成人材像も普遍的なものではなく社会のニーズの変化に伴って変わりゆくべきものであることも自覚できた。

一方、「自己点検・評価」や学校関係者評価委員会・教育課程編成委員会の活動は、あくまでも当事者や学校に深い関連を持つ識者による活動である。「自己点検・評価」における専門学校等評価基準は示されているが、評価項目、評価基準の判断や解釈は学校運営当事者の考えに任されており、ややもすると自己中心的になり独善的になる傾向を否定できない。すなわち、自身に都合の良い解釈になり、評価が甘くなる可能性が高く、必要な改革が成されない場合や遅れる場合がみられる。学校関係者評価委員会・教育課程編成委員会の活動は、学校運営当事者の説明を受け、これに対する評価や意見陳述を行うのであるが、委員の選定において学校運営にとくに関連の深い委員が選ばれた場合には、学校運営当事者の心情を慮って厳しい意見を述べにくい環境にある場合もあり、運営当事者の考えに安易に同調してしまう可能性も否定できない。これらの活動においては学校運営当事者がとくに自制的に活動し、改革の必要な項目の発見に努めると共に、委嘱した委員の説明にあたっても有益な指摘を受けやすい環境を作ることが重要である。

分野別第三者評価における各評価部会の委員は関連分野の識者ではあるが、当該受審校との関連は薄い。その点では学校関係者評価委員会の委員に比べ、公平かつ厳正な審査が受けられる利点がある。分野別第三者評価を受審するにあたって、その前提となる自己点検・評価は評価機構が求める基準に適合するものでなければならない。本校では評価機構からの説明を受け準備にあたったが、大項目 10、中項目 37、小項目 68 に対して 302 のチェック項目の精査に約 3 ヶ月を要した。この作業で多くの時間を要するのは、本校の行っている事業や活動がどのチェック項目に該当するのかの判断であり、どの資料を使えばその説明が適切にできるのかの判断である。また、本校で実施されている活動が、評価機構が評価対象として求めている活動に適切に対応しているのかどうかの判断も難しいものであった。本校では判断が困難な場合には、評価機構から直接指導を受けながら作業を進めたため多くの時間を要した。事業が適正に評価対象に合致するかを厳正に判断する点は、学校内で行われている自己点検・評価に比べて厳格に評価が行われることになる。分野別

第三者評価を受審して明らかになったことは、本校の事業や活動の中に規則や規定が明確にされずに実施されている場合が散見されることで、過去からの慣習や慣例によって実施されているものも少なくなかった。また、規定はあるものの制定された時期が異なるため規定そのものに矛盾をはらんでいる例も見受けられた。これらの中には学生評価に関するものもあり早急な見直しが必要である場合もあった。一般に、学校運営にあたっては事業計画に基づき実施規則を策定し、規定に従って事業を実施、事業の検証をして実施上の問題点を把握、改善につなげるという PDCA サイクルに従うが、今回の受審では改めてこれの必要性を強く自覚した。

また、今回の受審で明らかになったことの一つに記録の不備がある。本学園は長い歴史の中にあり、他に誇れる特徴的な活動も多く実施されている。これらも、慣習の中で当たり前のように実施されていて、学生や教職員の間でとくに優れたものであるとの認識が薄く、実施記録を保存するという認識もなかった。第三者評価では事業実施はあっても記録など証拠となる書類で評価者が確認できなければ評価の対象とはならず、活動は評価されない。このことは、この機会に会議録などすべての活動報告を一定の書式に則って記録・保存することとする切っ掛けを提供することになった。

本校では学園オリジナルの教科書などが作成され、学生に供与されているが、学園としては当然の活動でとくに優れた活動であるとの認識はなかった。第三者評価のチェック項目に記載されているのを見て、初めて優れた取り組みに挙げられる活動であったことが認識できた状態であった。これにより当事者は気が付いていない他の本校の優れた点も適切に評価し、積極的に外部に向けてアピールしてゆく必要があることを痛感した。

今回の分野別第三者評価では機関別第三者評価の側面と、分野別第三者評価の側面との両面からの評価で、機関別評価では学校組織体制、学校運営体制、教育指導体制の整備不足に気づき、組織体制の改善、規則・規定の再整備、教育指導体制の再構築の必要性を改めて認識する結果となった。これに対して、従前からさしたる意識もなく実施している活動が、評価されるべき活動であったことを評価者の指摘によって認識するに至ったことは、今後の教育活動に自信を得る結果となった。本学園並びに本校がさらに充実させるべき活動として自覚しなければならないことは、学校関連団体だけでなく業界団体、地域社会との連携を深めることであり、連携により教育課程の編成などでそれらのニーズを反映させることの他に、教職員一人一人が東洋医療関連職種の一員であることを自覚し、業界団体、地域社会での活動を強化し、そこから得たものを教育活動に反映させなければならない。

さらには、柔道整復等東洋医療の国際的発展に関しても活動の幅を広げ貢献してゆくことが求められている。

一方、分野別評価の項目では分野に特化した項目数が少なく機関別評価の項目に比べて手薄な感じがする。柔道整復師養成分野における特徴ある活動に挙げられている評価項目が少ないうえに、必ずしも柔道整復師養成に対する社会的ニーズに対応する項目になっていない可能性があり、適正であるかどうかの判断は困難であった。さらに、本校の行っている柔道整復専門分野での教育内容が社会的ニーズに対応しているかどうかを、プラス、マイナスの両面からみて適正に評価されているとは考えにくい。

以上、本校が柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業による分野別第三者評価を受審して得たものや受審後の変化について述べてきたが、第三者評価の受審では自校の組織体制、規則・規定、教育指導体制等の学校運営を客観的に見つめ直す機会になり、不備な点、不十分な点を認識し、組織体制の再構築など改善の必要性を改めて認識できる。さらには、社会の要請に対応するにはニーズに対して常に敏感でなければならず、変化に対応して絶え間ない制度改革、組織改革が必要であることを教職員の共通認識として持てることである。また、とくに意識せずに行っている活動が特徴ある活動であることに気づき、特徴ある活動としてさらに発展させる機会となり、教職員の自信に繋がることもある。一方、平時の学校運営についても漫然と活動を行うのではなく、活動が最適なものであるのか、更に良くなる工夫はないか、常に意識する態度を身に付け、教職員間に PDCA サイクルに従った活動を定着させることが期待できる。このように、第三者評価の受審は学校運営の改善に有効であり、学生および社会のニーズに的確に対応した学校運営を行う体制を整えるのに有効であることから、積極的な受審を勧めたい。

柔道整復師養成施設の第三者評価を受審して

公益社団法人 北海道柔道整復師会

附属 北海道柔道整復専門学校

校長 加藤 貞利

貴台におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。又、平素より本学にご理解を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

先日は、ご多用の中を訪問下され、かつご指導をいただきありがとうございました。

平成 29 年 1 月 16 日付け原稿執筆依頼のありました件につきまして、分担執筆した 4 人（長谷川教務部長、西巻主任、橋元教務委員、石井副校長）で協議した結果をまとめましたので、下記に報告させていただきますので、宜しく願いいたします。なお、内容につきましては、忌憚のない意見をも入れましたのでご理解いただければ幸甚に存じます。

○ 全体を通しての謝意

1. 期間が短く、ほぼやつつけ仕事のような文案を提出してしまいましたが、“期待する”、“かつ”望まれる”等の丁寧なご示唆をいただき、また“評価する”との言葉に勇気づけられました。ありがとうございました。
2. 基準 1～10 までの内容を細部にわたって精査いただき、感謝いたしております。ご指導いただいた部分につきましては、可能な限り早い時期から見直しをし、実際の指導を通して改善していく所存でございます。

○ 参考になった事項

1. 学校運営に参画している者として、基準 1～10 の観点を考慮しながら、学校経営をしていく必要があることを再認識しました。
2. 特に、日常意識はしているものの安全教育、危機管理意識をもって教育していくことの重要性を思い知らされました。
3. 内部質保障については、往々にしてそのままに過ごしてしまいがちであり、各種のハラスメント、学生に対してのコンプライアンスに関する相談窓口、個人情報の管理に関

して、学内での統一した見解の必要性を感じました。

4. ホームページは、直接管理する体制になっていない本校において、いかにタイムリーな更新をしていくかが求められています。
5. 公益社団法人としての地域貢献の在り方、各種ボランティア活動をどう整備していくかを考慮しなければならない。

○ 評価項目について

1. 基準1～10に関しては、全体的に網羅しています。
2. 基準に関してですが、学生を教育する場であるならば、教育内容・方法面を重視した項目が必要ではないでしょうか。学校は、学生に対して如何に教育し、成果を上げるか（資格取得、体験の重要性など）、すなわち、教育面や心理面からのアプローチが必須です。この面が弱く、本分野の専門家からの意見を取り入れる必要があるのではないのでしょうか。（教育学、心理学を専門として講義してきた者としての意見です。）

○ 担当者として

1. 短期間に準備することは、文才の乏しい身には一大事でした。
2. 「評価基準」の内容は、妥当で重要なことばかりでした。
3. 今後、すべての教育分野が理想的な環境を備えたフィールドになるために、将来の重要な事業として発展していくものと推察いたします。
4. 評価受審までの準備期間が短く、かなり困難な状況での作業となった。準備期間は、6か月以上が望ましい。
5. 初めてのことであり、審査の流れが把握できず、対応に戸惑った。細かな流れが提示されると、スムーズな対応がしやすく、時間の短縮となるであろう。
6. 学生の聞き取りにおいて、勤務している者が多いため、相互の打ち合わせが十分にできなかった。
7. 評価受審の最中に、審議内容について高く評価されることがあり、その後は慣れたこともあいまって、対応しやすい状況であった。

○ 改善事項としての要望

1. 依頼から原稿提出までの期間があまりにも短すぎた。一人がすべてを書くのではなく、

複数の教員が分担部分を書き、それを持ち寄って学校全体の意見としてまとめ上げるため、3週間弱の期間では大変な負担を強いられる結果となりました。特に、本校のように専任教員が少なく、自己の整骨院経営の傍ら指導をしている者にとっては、夜間→深夜に及びがちであった。さらに、インフルエンザ蔓延の時期とも重なり、一人がダウンするとその部分が他の教員の負担となり、精神的にも身体的にも余裕を持って書き上げることが不可能であった。

2. 来年度も本事業を継続して計画すると拝察しておりますので、年度のさし迫った時期になって依頼文を出すのではなく、事業計画の概要を提示し、打診、受け入れ、計画の遂行へと段階をもっていつては如何でしょうか。大学や大規模な専門学校のように専任教員や事務職員が大勢いる教育機関はさておき、単科やそれに近い専門学校へ配慮してあげて下さればと、単科学校で本事業を受け入れた担当者の率直な感想です。

○ 終わりに

職業教育分野別第三者評価モデル事業を通して、ご指導をいただきありがとうございました。

本校も公益社団法人の専門学校としての役割を自覚しつつ、歩んでいかなければならない使命をもっております。今後とも宜しくご指導くださるようお願い申し上げ、お礼に代えさせていただきます。

(文責 石井 詩都夫)

平成 29 年 3 月 発行(禁無断掲載)

文部科学省受託事業

「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業

事業成果報告書

発行 公益財団法人 柔道整復研修試験財団

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-11-4

日土地西新橋ビル 6 階

電話 03-6205-4731 FAX 03-6205-4732